広げよう支援の輪
～あなたの思いやりと理解が犯罪被害者等の支えになります

11月１日から12月１日は、「犯罪被害者月間」です。

「犯罪被害者月間」は、期間中の集中的な広報啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族又はその遺族をいう。）が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について皆様の理解を深めていただくことを目的としています。

もしも自分が被害に遭ったら、自分の大切な人が被害に遭ったらと考えて、犯罪被害に遭われた方が、少しでも早く回復し、平穏な生活を取り戻すことができるように、社会全体で支えていきましょう。



鳳来西のまもり
鳳来西駐在所
発行
☎　０５３６－２２－０１１０



ひとりで悩まず、まずは相談を!

警察では、配偶者等からの暴力を認めたときには、暴力を制止したり、被害者を保護するなど、被害の発生を防止するために必要な措置を行います。また、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた方からの申出があった場合は、被害防止のための援助を行います。

また、身に危険を感じたときには、ためらわずに１１０番してください。助けを求めるのは、決して恥ずかしいことではありません。



あなたの情報が犯人逮捕に繋がる



